

京情審答申第137号
平成31年3月29日

京都府知事
西 脇 隆 俊 様

京都府情報公開審査会
会 長 山 本 克 己

公文書非公開決定（不存在等）に係る審査請求に対する
裁決について（答申）

平成30年10月17日付け30林第756号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開（不存在）とした判断は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 平成30年3月1日、審査請求人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、別紙を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件請求に対して、別紙の1から3までに掲げる文書については保有していないとして平成30年3月14日付けで公文書非公開決定（不存在等）を行い、同日、審査請求人に決定通知書を送付した。また、別紙の4に掲げる文書については「京都府竹野郡木津村農地買収計画書 網野町 a 並びに b、c 及び d に係る部分」及び「京都府竹野郡木津村農地売渡計画書 網野町 a に係る部分」を特定し、平成30年3月15日付けで、前者については公文書部分公開決定を、後者については公文書公開決定を行い、同日、審査請求人に決定通知書を送付した。
- 3 平成30年3月29日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、本件請求に対する処分のうち、別紙の1に掲げる文書（以下「請求対象文書」という。）に係る処分（以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 平成30年4月17日、実施機関は、提出された審査請求書について、法第19条第2項に規定する記載事項に不備があったため、法第23条の規定により、審査請求人に対して補正を求めた。
- 5 平成30年4月23日、審査請求人は、実施機関に対し補正命令書に係る審査請求書を提出した。
- 6 平成30年10月17日、実施機関は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 現在の森林計画図は、公図を基に、昭和42年に聞き取り調査等を行うことによって作成された重要なものであると考えるが、このような作成の経過を踏まえれば、それ以前の廃棄された森林計画図は、現在のもの以上に重要なものである。
- 2 実施機関によると、請求対象文書は更新により廃棄されたとのことであるが、どのような法令に基づくものなのかが記載されていないため、根拠が不明確である。
- 3 本来公文書は国民の貴重な財産であり、行政担当者が恣意的に保存年数を定め、これを経過したという理由で廃棄できるものではない。それにもかかわらず廃棄したのであれば、不当な行為であり、林野庁、京丹後市及び地元の森林組合等他の機関の保有状況を確認し、実施機関において公開すべきである。

第5 実施機関の説明の要旨

実施機関が、弁明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 処分の理由

- (1) 審査請求人に確認したところ、審査請求人が本件審査請求により公開を求めている請求対象文書は、昭和20年から昭和42年までの網野町 e 番の森林簿及び橘中学校裏山の森林計画図であると認められる。
- (2) 森林簿及び森林計画図については、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき地域森林計画を樹立し、又は変更するに当たって、「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成25年3月29日付け24林国管第164号農林水産事務次官依命通知。以下「通知」という。）第3の3及び第4の2に基づき、都道府県ごとに全ての民有林を対象として作成される資料である。

森林簿とは地域森林計画の対象とする森林について状況等を取りまとめた台帳として、森林計画図とは森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者がその権原に係る森林が地域森林計画の対象に含まれるかどうか容易に判断することができる図面として、それぞれ作成することとされている。
- (3) 京都府では、森林法第5条第5項の規定により、森林の現況、経済事情等に変動があったため必要と認めるときは、地域森林計画を変更している。地域森林計画の変更に当たっては、通知第3の3及び第4の3に基づき、

森林簿及び森林計画図の更新を行っている。

具体的には、京都府若しくは市町村の林務に係る事務担当者又は林業関係者が、年間を通じて、私有林における森林区域の増減等の情報を取得し、京都府においては林務課に集約の上、これらの最新の情報によってそれ以前の情報を置き換えて、森林簿及び森林計画図を毎年新規に作成するという手法を採用している。

当該置き換えられる過去の情報については、現況の私有林の状態を確実に把握することができるようにするというこれらの資料の作成の目的に照らし、京都府として引き続き保有する必要がないため、当該過去の情報が記載された森林簿及び森林計画図は、廃棄しているものである。

- (4) 以上のことから、請求対象文書は、累年使用されている台帳類と同様、毎年の更新作業の結果既に廃棄されており、存在しない。
- (5) 審査請求人は、実施機関が請求対象文書を保有していない場合は、林野庁、京丹後市及び地元の森林組合等の機関の保有状況を確認し、実施機関において公開するよう求めているが、条例第4条の規定は、何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができることを定めたものであり、国や市町村等実施機関以外の機関が保有する情報を収集して公開することまでを求める趣旨ではないことから、審査請求人の主張は失当である。

2 結語

以上のとおり、本件処分における実施機関の判断は、妥当である。

第6 審査会の判断理由

1 請求対象文書について

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で述べている主張を総合すると、審査請求人が本件審査請求により公開を求めている請求対象文書は、昭和20年から昭和42年までの網野町（現京丹後市網野町）e番の森林簿及び京丹後市立橘中学校（平成27年3月閉校）裏山の森林計画図であると考えられる。

2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

- (1) 審査請求人は、請求対象文書は更新により廃棄されたとのことであるが、本来公文書は国民の貴重な財産であり、行政担当者が恣意的に保存年数を定め、これを経過したという理由で廃棄できるものではないことから、実施機関が保有していないのであれば林野庁その他の関係機関の保有状況を確認し、実施機関において公開するべきであると主張しているものと解される。

(2) 実施機関に確認したところ、昭和20年から昭和42年までの森林簿及び森林計画図は、累年使用されている台帳類と同様、更新又は修正後において保有の必要がないものとして廃棄されており、実施機関において保有されているという事実は認められなかった。

このことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、実施機関の説明を覆し、審査請求人が主張する請求対象文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

(3) したがって、請求対象文書については、不存在であると考えることが相当である。

(4) 審査請求人のその他の主張は、審査会の上記判断を左右するものではない。

(5) なお、条例第4条の規定は、何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができることを定めたものであり、条例第1条第1項に規定する実施機関以外の機関が保有する公文書には条例の規定は適用されないことから、これらの機関が請求対象文書を保有しているかどうかを確認し、仮に保有している場合にはこれを新たに取得し実施機関において公開するといったことは条例上予定されていない旨付言しておく。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年10月17日	諮問書の受理
平成30年12月25日	第1回審査会
平成31年 2月20日	第2回審査会
平成31年 3月28日	第3回審査会
平成31年 3月29日	答 申

別紙

公文書公開請求に係る請求内容

- 1 昭和 20 年～ 42 年の網野町 e 番の山林簿及び橘中学校裏山の山林。計画図
- 2 橘中学校の建築確認書、昭和 26 年頃の主建物。
- 3 奥丹後地震による網野町木津地区の震災耕地整理関係書類一式。
- 4 網野町 a 番農地解放関係文書一式。